

令和9年4月より開始！！

安芸市看護師養成奨学金貸付制度について

この奨学金は、卒業後、安芸広域市町村圏内の市町村長が定める指定医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）又は訪問看護ステーションで、看護師の業務に従事する意思のある者に対し、奨学金を貸し付けてその修学を支援し、**安芸広域市町村圏域**の看護師の確保充実を図ることを目的とするものです。

奨学金の貸付を受けた期間の1.5倍の期間、安芸広域市町村圏内の指定医療機関等又は訪問看護ステーションにおいて看護師として業務に従事することで、奨学金の償還が免除されます。

●奨学金借受者の応募資格

（安芸市看護師養成奨学金貸付条例第2条による）

1	安芸市に住所があり、令和9年4月開設予定の看護学校サテライト教室（安芸市内の看護師の養成施設）に在学している者であって、卒業後安芸広域市町村圏域の指定医療機関等又は訪問看護ステーション（※）において看護師の業務に従事する意思があること。
2	勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。
3	安芸市奨学資金貸与条例に基づく奨学金の貸与を受けていないこと。
4	安芸広域市町村圏域のいずれかの市町村において同種の奨学金の貸付けを受けていないこと。
5	その他市長が別に定める要件を満たすもの。

※ 安芸広域市町村圏域の指定医療機関等【芸西村以东（東洋町まで）の9市町村に所在する医療機関等】

※ 申請者多数の場合は、選考を行います。

●奨学金の貸付け金額

年2回に分けて半年分ずつ貸付けを行います。（貸付け時期：7月、12月）（安芸市看護師養成奨学金貸付条例施行規則第4条による）

区分	金額	
看護学校サテライト教室 （安芸市内の看護師養成施設）	月額	53,000円

●奨学金借受者が借受後に必要な主な手続き

（安芸市看護師養成奨学金貸付条例第7条、第8条及び第9条による）

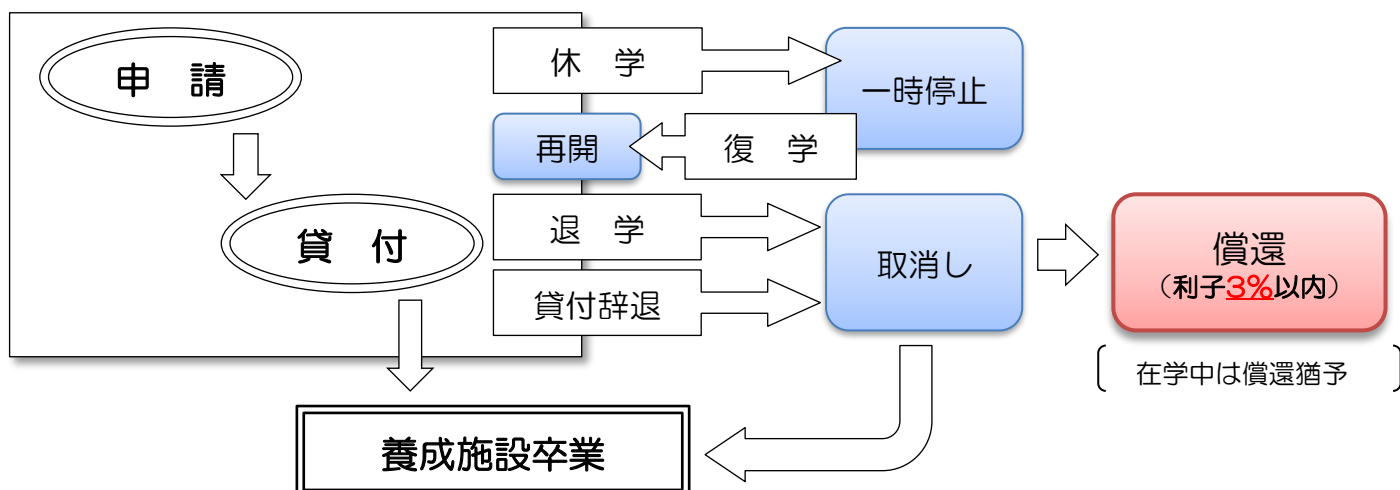
手続き	内容	要件
猶予申請	奨学金の返済を一時的に延期する手続き	1 養成施設を卒業後1年以内に看護師の免許を取得し、直ちに又は卒業後1年以内に安芸広域市町村圏域のいずれかの市町村に住居を置き、安芸広域市町村圏域の指定医療機関等又は訪問看護ステーションにおいて看護師となり、引き続いてその業務に従事する場合。
償還申請	返済の手続き（償還期間、月の支払額を決定します。）	1 上記の猶予の要件を満たさない場合。 2 退学等により貸付が取り消された場合。
免除申請	安芸市が借受者に対して持っている金銭債権を放棄する手続き	1 養成施設を卒業した日から1年以内に看護師の免許を取得し、安芸広域市町村圏域に住居を置き、安芸広域市町村圏域の指定医療機関等又は訪問看護ステーションにおいて看護師となり、引き続いてその業務に従事した期間が奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達した場合。

この奨学金制度は、令和9年4月開設予定の看護師養成施設の開設に合わせ実施するものです。
この奨学金制度に関する詳しいお問合せ先は下記となります。

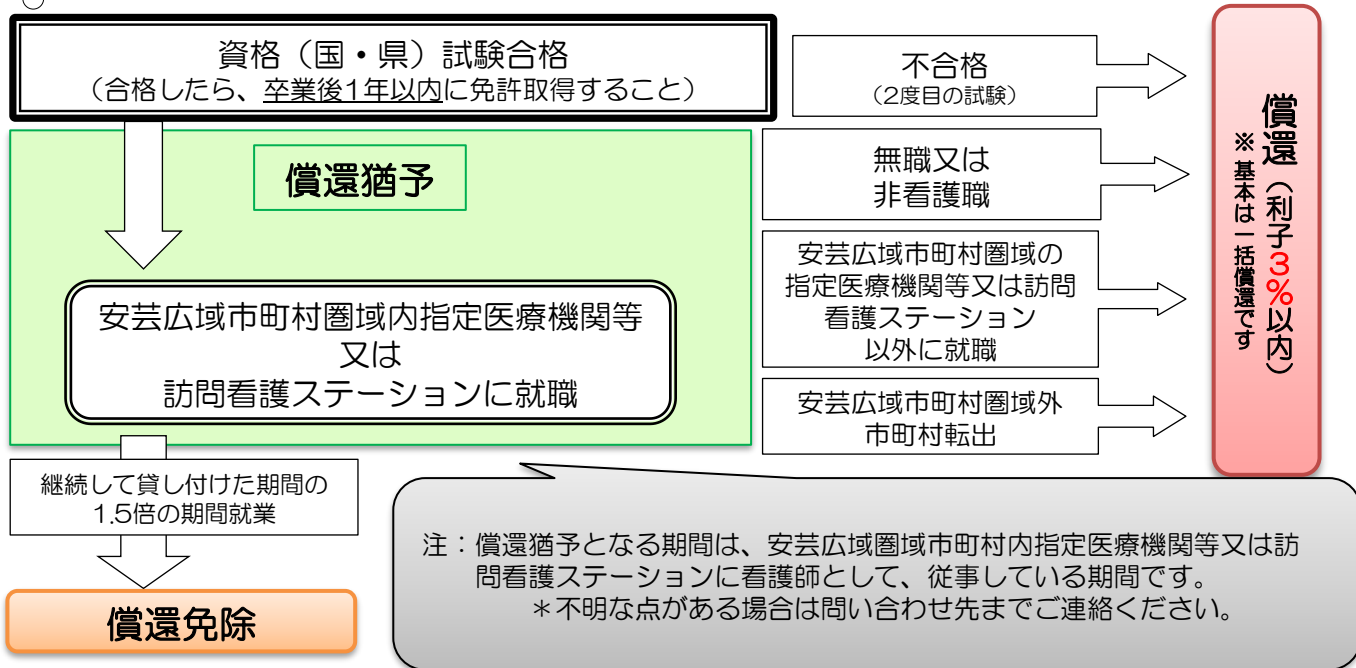
【問合せ先・提出先】〒784-8501 安芸市土居82番地1
安芸市教育委員会 学校教育課 担当（TEL:0887-35-1021）

看護師養成施設についてのお問合せは、高知県医療政策課（TEL：088-823-9665）へお願いします。

在学中の手続き



卒業後の手続き



（注）償還免除の決定通知があるまで、債務は消えません。

※卒業後は、個人が責任をもって、手続きをしてください。

*名前・住所・就業先が変わった場合は必ず連絡してください。

貸付中に届出が必要な場合

- ・名前が変わったとき
- ・住所が変わったとき
- ・振込口座が変わったとき
- ・休学したとき
- ・退学したとき
- ・留年したとき
- ・連帯保証人の身の上に変更が生じたとき（名前、住所等）